会 議 録

会議の名称	第2回 登米市立地適正化計画推進協議会
→ H2X ×2 1□ 1/1'	令和4年3月24日(木)
開催日時	午前 10 時 30 分開会 午前 11 時 45 分閉会
開催場所	登米市消防防災センター 3階 大会議室
議長(会長)の氏名	(大)宮城大学 教授 徳永幸之
	(大)宮城大学 教授 徳永幸之【会長】
	(公社)とめ青年会議所 直前理事長 千葉隼人【副会長】
	(特非)とめタウンネット とめ女性支援センター センター長 足立千佳子
	登米中央商工会 会長 熊谷敏明(代理出席:登米中央商工会
	事務局長 山形 政宏)
出席者(委員)の氏名	(株)ミヤコーバス 石巻・登米地区支配人 執行役員 山﨑強
(福)登米市社会福祉協議会 総務課長 渥美圭志	
	宮城県土木部都市計画課 課長 中嶋吉則(代理出席:技術副
	参事兼統括課長補佐 荒井道顕)
	市長が必要と認める者 亀卦川祐里
	市長が必要と認める者 村田真夕子
欠席者(委員)の氏名	みやぎ登米農業協同組合 代表理事専務 佐々木修
建設部	
	建設部住宅都市整備課 課長 阿部信広
	都市政策専門監 三浦訓徳
事務局職員職氏名	課長補佐 佐々木昭彦
	都市整備係長 佐久田博之
	技術主査 藤原健司
	主事 佐藤亜耶
 	(1) 誘導施設(案)の検討について
議題	(2) 防災指針(案)の検討について
会 議 結 果	会議経過のとおり
会 議 経 過	別添のとおり
	・会議次第
会 議 資 料	事前配布資料(資料1、資料2、第1回報告資料)
	・当日配布資料(第1回検討資料)

発言者	発言
事務局	【 開 会 】 協議会の冒頭、配布資料及び出席委員の人数が定足数に達していること を確認
次 長	【接拶】
会 長	【接拶】
事務局	本日の会議の公開・非公開について、傍聴者5人を限度に公開する報告とコロナウイルス感染症対策のため、概ね1時間を目安とする会議進行の協力をお願いします。 議事については、登米市立地適正化計画推進協議会規則に基づき会長が議長となり進行します。
議長(会長)	それでは議事に入ります。 「(1)登米市立地適正化計画の検討について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【 事務局説明 ※資料1及び資料2】
議長(会長)	説明が終わりました。 委員の皆様から事務局に確認しておきたいことがあれば、お受けしま すので、挙手の上、ご発言願います。
議長(会長)	誘導施設はなかなか市民からわかりにくいものなのかと思います。一つは、「誘導施設だから市として積極的に整備します」ということでもなく、「この誘導区域にぜひ来てほしい」と言ってはいるものの、別にそこでなくても問題はないということで、本来まちのにぎわいや暮らしやすさを考えた時、積極的にここにあったらいい施設はもっと沢山あると思います。3ページの表で言うと、中心拠点に〇をしている施設、こういうものはまさに中心拠点の中でも誘導区域内に立地してもらえたらありがたいということではあるんですが、それを誘導施設としてしまうと、そこにしか立地できないのかと見えかねない。そうではなくて地域拠点にもそういう施設はある、あってしかるべしというところもあって、その

見せ方が非常に難しいというのを、改めて表で整理されると、ますます わかりにくいという印象もあるところです。実際どう市民に見せていく のか、周知していくのか、なかなかこういう形の整理だけでは難しいと いう印象もありますが、事務局として何か考えているところはあります か。

事務局

誘導施設について、表では庁舎や商業施設、交流センターという名称を 挙げていますが、具体的にどのような規模でどのような機能を持ったもの かイメージしづらいと思います。市で事業計画を持って整備するもの、民 間の方で計画を立てて機能を維持していただく商業施設というものを今 後地域説明会等の中でどのように見せるか、立地適正化計画の中では、誘 導施設について具体的な機能や規模等を明確に明示するものではないこ ともあり、誘導施設として今後検討していく図書館や病院、それらの施設 の再整備に伴う規模を含めて、今後具体的な検討や、市民に意見をいただ く場を設けて調整も必要となってきます。現時点ではこれらの誘導施設を 設定した中で、現在の庁舎についても3ヶ所に分散しているので、それら の機能集約により、効率的な行政サービスの提供につなげたいとか、そう いうご説明を繰り返しさせていただく形になってくると考えています。

また、地域拠点に必要な施設について、今回、大規模商業施設については 3000 平米という規模を誘導施設として検討していますが、各地域の拠点にも現在あるスーパーやドラッグストアなど一定程度の大きさの商業施設は、地域の維持、活性化のためにも必要という判断をしています。具体的にこのような規模でこういう施設でという明確な回答ができない中、計画策定というところですが、今後市のまちづくりを進めるなかで、整理した段階で市民の皆さんにお示しできるよう努めて参りたいと考えています。

議長(会長)

先ほどのスケジュールでは、今日確定ではなく、次回確定させるというスケジュールと思います。そのうえで何か気になる点、わかりにくい点等あれば、ぜひ、出していただければと思いますがいかがでしょうか。

委員

だいぶ 整理され見えてきたとは思いますが、逆に見えてきた分、市民の方たちへの理解をどういただくのかというのは関心事です。中心拠点の都市機能誘導区域についてのお話であり、その中心拠点の都市機能誘導区域である方達が、自分たちのところがそうなるんだと理解をいただくことも大事ですし、その周りの地域拠点、佐沼以外の他の町域の方達が、決し

て取りこぼされるものではないということも理解いただいた形で進めて いくことだと思います。制度上は、佐沼のこの地区のことを話し合うのが 立地適正化計画だけれども、他の地域についてまだまだ決まっていないと ころで、市役所の中でもその横断的に連携を組みお話をしていかなくては ならないと思いますし、それを市民の方もそういうふうに受けとめなけれ ばいけないのかなと思うと、大変ご苦労だと思っております。地域の 21 のコミュニティがそれぞれ地域づくり計画を策定しており、コミュニティ により取り組みの仕方が違うんですね。だから、一律にどうっていうふう なことではないにしても、そのコミュニティの中で自分たちのコミュニテ ィをどうしていくかという計画を話し合うチャンスはあるので、今回はこ のタイムスケジュールでは無理だろうということは重々承知しているが、 これをきっかけとして登米市のまちづくりと、各コミュニティでの地域づ くりを、相互に話し合いができるような道すじとなったらいいと思いまし た。住民説明会も21コミュニティで朝昼晩やると思ったもので63回する んだと思ったら、3 町域ですと言われ、そうですよねとは思ったものの、 何か正式な場でなくても各コミュニティに、もう少し丁寧に話ができたり 不満や不安なことを、吸い上げられる場があるといいなと、ちょっと無理 だとは思っていますがそんなふうに思いました。以上です。

事務局

当初より地域コミュニティのお話は、委員のみなさんから強くいただいており、登米市として九町合併した町の形成経緯から、中心だけでなく地域をどのように生かしていくのかという、町全体の考え方の整理が必要だというご意見をいただいたなかで、立地適正化計画の制度上ではありませんが、今回地域拠点という取り扱いについて、本市の都市計画マスタープランの考え方で整理をしてお示しをさせていただきました。これまで立地適正化計画の策定の過程で、地域懇談会を1度開催しており、できるだけ多くの意見を伺いたいということで、旧町域単位で開催をしたものの、やはりなかなか立地適正化計画とは何かという入口がよくご理解いただけなかった。迫町域については、一般市民の方に大きな影響や考え方が出ているが、他の町域については、具体的に地域のコミュニティ維持等についての話が出ず、関心も少なかった等、事務局の方でもなかなか周知がうまくできなかったこともあり、参加人数が非常に少ない状況で終わってしまったという反省をしているところです。

今後の説明会については3ヶ所程度の開催で調整できないかということで検討しています。あと、開催時間等につきましては今後、具体的に整理をしたいと考えております。市全体のまちづくりについては、市民のみな

さまからご意見をいただく機会というのは、多ければ多いほど市も地域の 実情を把握していけると考えております。今後まちづくりを進める上でそ ういう機会をできるだけ設け、さらにはご意見をいただいたなかで、会議 の持ち方や意見の聴取の仕方を、100%満足するものは難しいと思います が、できるだけ、意見を聞く機会それを広くみなさまにお知らせする機会 を調整できるように努めていきたいと考えています。

議長 (会長)

立地適正化計画では、国としては都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めればそれでいいと思いますが、登米市の場合、迫地区だけになってしまい、他の地域が心配するだろうと地域拠点という表現も入れてきました。さらに、今回公共交通軸という概念ですが、この都市機能誘導区域だけでは、多分収まりきれないものが沢山あり、3000、4000 平米ぐらいの商業施設であれば入るが、1万平米等になるととてもこの中には入らないため、別の地域ということにならざるをえない。その際でも、せめて公共交通軸沿線にしてくれと、そんな思いがあります。それは立地適正化計画なのか、都市計画マスタープランなのかというところもありますが、我々として住民にメッセージを出していきたいというバランスをどう取っていくか、どううまく埋め込むかだと思います。ただ、本来の立地適正化計画とはイメージが違ってしまい、逆に国から差し戻しにならないのかも心配だったりしますが、国との協議というかすり合わせはどうでしょうか。

事務局

策定にあたり国の機関である国土交通省東北地方整備局とこれまで2回ほど相談や打合せを行っています。都市計画課課長には、迫町の中心市街地部分の現地確認や、まちなみや施設の張りつき状況、東日本台風での浸水の状況などについて説明し、国が求めている防災指針による市街地の安全確保の対策も含めてご意見をいただいています。九町合併で誕生した本市の各町域の拠点となる市街地の維持が必要だという説明をし、維持に向けた取り組みについて公共交通の維持も含め整理するということでご理解をいただいています。

議長 (会長)

18 ページのハザード区域一覧というものと 22 ページの課題に対する方針で、家屋倒壊等氾濫想定区域が 18 ページでは〇が入っていて 22 ページでは回避するという表現になっているがこれはどう見ればよろしいでしょうか。

事務局

18ページのハザード区域一覧については、現状のハザードの区域指定を

表で整理したものです。土砂災害警戒区域等については市全体の都市計画 区域の中で設定されている。しかし、用途地域には含まれていないので〇 がついてない。さらに居住誘導区域の中にも入っていないという整理で す。家屋倒壊等氾濫想定区域は都市計画区域内にあり、用途地域、居住誘 導区域にも迫川沿いということで存在しています。22 ページではそれらの ハザードの情報についてどのような対応をとっていくかということで、河 岸浸食で家屋の倒壊する可能性があるところへ積極的に居住誘導を進め るべきではないという判断をし、居住誘導区域から除くことでリスクを回 避したいという整理をしています。

議長 (会長)

この前の段階でもう区域は設定してあるということなのか、この防災指針も踏まえ次で最終的な決定をするのか。

事務局

今回当日配布した誘導区域の検討資料は、前回の会議の際にお示したもので、この段階で防災指針に伴うハザード情報等の整理が追いついておらず、その時点での素案という形となります。今回、先ほどの河岸浸食区域となる迫川沿いの黄緑色のエリアは、誘導区域に含まないで回避する必要があるという整理をしますので、最終的にはそのエリアを当日配布の資料の範囲から除いて最終的な区域決定とする予定です。

議長 (会長)

河岸浸食とは、10ページに堤防が決壊するメカニズムとして、住宅地側が崩れるという被害を想定して、それを河岸侵食という表現をしているのでしょうか。

事務局

河岸浸食については河川の洪水氾濫、水位の増加に伴って住宅側が影響を受けて倒壊する可能性があるという整理となっております。洪水ハザードマップの作成過程での整理となっておりますが河川の影響を受けて宅地地盤がえぐられて建物が倒れていく可能性のあるものです。

議長(会長)

洪水被害は、一般には非常にわかりにくいんですよね。河岸侵食というと水によって川の方が削れていく被害じゃないかと思われたりするが。この際、防災教育を、リスクを知っておいてもらうという意味で、この立地適正化計画の中でなくともしっかり出すことが必要だと思っています。堤防決壊の説明だけあってすぐハザードマップになるとちょっと誤解されるのかとも思いました。

事務局

災害のハザード情報の説明資料でわかりやすい表現、工夫をさせていた だきたいと思います。

議長 (会長)

若干気になるのは、0.5mから3mという区切りで、ビルであれば3mでいいが、一般木造家屋で2.5mを超えたらもう二階も心配です。垂直避難すればいいというレベルを超えてしまっているのではとも感じる。広範囲に浸水想定が広がっているのも気になる。一般的な防災での表現が3mのため仕方がないが。

事務局

防災側とすれば、床上浸水が想定される場合、危険だという判断のもと 早期避難につなげていただきたいと整理されているものです。前回 50 c m 刻みの浸水想定をお示ししましたが、ハザードマップ上は 0.5mから 3m と整理されているところでも、実際、迫庁舎周辺で 1mから 1.5mという 結果が想定されており、それを広く周知することによって自分のところも 1mから 1.5mだから逃げなくていいと安易に安全だ、大丈夫だと捉えられ ることが一番心配されるところでもあります。各自治体等でも現在公表さ れているハザードマップを元に整理しているという状況となっています。 ただ、実際自分のとこがどれぐらい浸水する可能性があるのか、深さがど れぐらいになるのか気にされると思いますので、主だった公共施設等につ いては、事務局でも把握し、お知らせすることも必要かと考えています。 防災への取り組みについては、どこまでいっても 100%安全というのは難 しいような状況です。防災指針のなかでも、短期、中期、長期ということ で、今後20年ぐらいの長期にわたっても検討が必要ということで整理は しておりますが、現在地域の防災意識も高まり、地区コミュニティの防災 組織でも、ハザードマップの情報から電柱に浸水想定深を掲示したり、地 域のみなさんにお知らせしている事例もあるので、市としてもできる限り 道路の冠水や、建物への浸水情報について市民の方にお知らせをし、自分 の安全を守る対応をとっていただくという方向で説明していきたいです。 想定最大規模の浸水継続時間では、3日以上孤立すると生命を維持するの が難しくなってくるというお話も一般的にされているなかでお示しする ことで、建物に残るべきか、避難所に移動していただくかという判断材料 になるため、広く周知する方法、さらにはみなさんに理解していただける 方法を今後、検討していかなければならない。洪水ハザードマップもすで に全戸配布で各家庭に配られていますが、なかなか家族で見る機会も少な いと思いますので、取り組みを進めていけたらと考えています。

議長 (会長)

色々課題が多いと思いますが防災計画の方でしっかり取り組んでいただければとは思います。立地適正化計画に関して言えば、0.5mから3mというところが本当に誘導区域でいいのかは気になるところで、何かもう少し見せ方がないかなというところはあるんですが。状況は理解しているつもりです。

議長(会長)

本日のところは今回いただいた誘導施設、それから防災指針案をおおむねお認めいただいたということで、これをもとにさらに精緻化していく、まとめていく。特に誘導施設については、次の誘導施策を見てみると、もう少しよりはっきり見えてくるのかな思うので、その辺りの整理を次回、提示いただくということでよろしいでしょうか。

事務局

ありがとうございました。

以上で本日予定いたしました議事はすべてご審議いただきました。
その他、委員の皆様から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

【 連絡事項等なしを確認 】

それでは、閉会にあたりまして、副会長より、一言、ご挨拶をお願いいたします。

副会長

【挨拶】

事務局

ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和3年度第2回登米市立地適正化計画推進協議 会」を閉会いたします。

【閉会】